

議案第 4 7 号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和 3 7 年小田原市条例第 4 号。以下「特別職給与条例」という。）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する市長の給料の月額について特例を定めるものとする。

(給料の減額)

**第 2 条** 令和 8 年 4 月分の市長の給料の月額は、特別職給与条例第 3 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、同号に定める額からその 1 0 分の 5 に相当する額を減じた額とする。

(適用除外)

**第 3 条** 前条の規定にかかわらず、令和 8 年 4 月分の市長の地域手当の額及び同月中に市長に支給事由が生じた場合における退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、特別職給与条例第 3 条第 1 項第 1 号に定める額とする。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和 8 年 4 月 3 0 日限り、その効力を失う。

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

元環境部職員の不祥事等に関連し、市長の給料を減額するため提案するものであります。